

# 社会福祉施設等における利用者の安全確保及び 非常災害時の体制整備について

石川県健康福祉部

## 1 社会福祉施設等の責務（非常災害対策）

- ・ 入所者の特性、周辺地域の環境等を踏まえ、火災、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全確保の体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。
- ・ 計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に当該体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

※各施設の「設備及び運営に関する基準等を定める条例」で規定

## 2 国の通知の概要

岩手県の認知症高齢者グループにおける台風10号による被害の発生を受け、国は、社会福祉施設等（以下、「施設等」という。）における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に関して留意事項をとりまとめ（H28.9.9付け通知）

### 1 情報の把握及び避難の判断について

- 施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」等の情報について確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとること。
- 災害時に市町村が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報を施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

- 「避難準備・高齢者等避難開始」情報発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所に避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。

## 2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- 施設等は非常災害対策計画を定めることとされているが、当該計画は、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。
- 非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際に利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、施設の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。  
(計画に盛り込む項目について例示)

## 計画に盛り込む項目（例）

- 施設等の立地条件（地形等）
- 災害に関する情報の入手方法  
（「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報の入手方法の確認等）
- 災害時の連絡先及び通信手段の確認  
（自治体、家族、職員等）
- 避難を開始する時期、判断基準  
（「避難準備・高齢者等避難開始」情報発令時等）
- 避難場所  
（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- 避難経路  
（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- 避難方法  
（利用者ごとの避難方法等）
- 災害時の人員体制、指揮系統  
（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- 関係機関との連携体制

等

- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等、必要な事項について認識を共有すること。
- 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、必要に応じて、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるように、訓練を実施すること。
- 非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

### 3 県からの指示事項

県では、各施設に対して、国がとりまとめた留意事項を踏まえた上で、以下の点について、早急に対応するよう指示  
(遅くとも平成28年中) (H28.9.12付け通知)

①水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、もしくは、策定されているが、項目等が不十分な場合については、速やかに改善すること。

②水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施すること。



未対応の施設は、早急に対応願います。

- ・非常災害対策計画の策定にあたっては、H28.9.9付け国通知に添付されていた参考資料のほか、県の「障害者、高齢者、児童福祉施設における防災計画作成指針」等を参考にしてください。

- ・県の「防災計画作成指針」については、担当課（障害保健福祉課、長寿社会課、子育て支援課）のホームページに掲載してあります。

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報の入手方法、施設の立地場所で想定される災害や避難場所等については、市町の防災担当課にお問い合わせ下さい。